

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 告 示	
○ 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【建設局総務部管理課】	2
○ 徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】	16
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	17
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の締結【財政局税務部税制課】	18
○ 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	19
◇ 上下水道局	
○ 徴収事務の委託（2件）【上下水道局水道部配水管理課】	20
◇ 市 議 会	
○ 政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程【市議会事務局総務課】	22
◇ 市選挙管理委員会	
○ 北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】	23

北九州市告示第 2 1 1 号

北九州市道路占用規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 8 9 号）第 2 5 条第 3 項の市長が別に定める単価表を次のように定め、平成 2 9 年 5 月 1 日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

路面復旧費徴収単価表（平成 2 8 年北九州市告示第 2 0 6 号）は、平成 2 9 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 29 年 度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(平成29年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
平成29年5月1日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

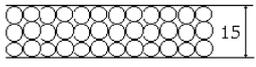
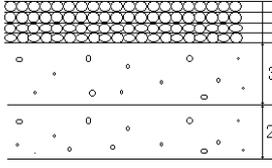
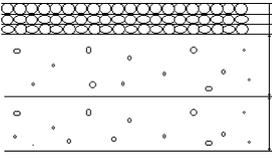
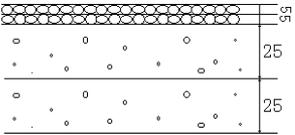
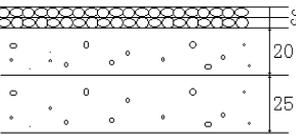
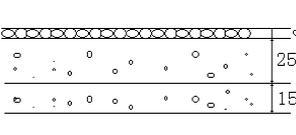
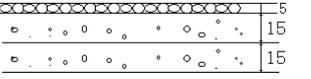
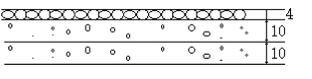
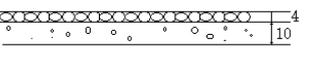
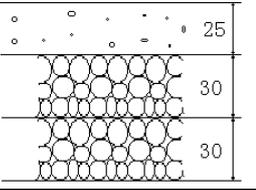
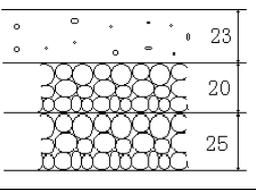
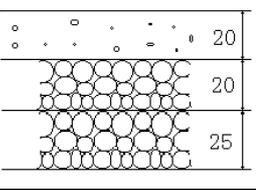
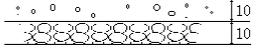
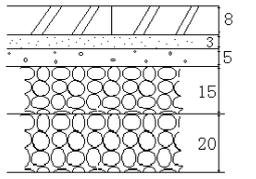
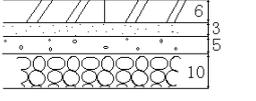
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	120
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	33,630	1,620
	〃 2	27,720	1,340
	〃 3	21,500	1,040
	〃 4	21,080	1,020
	〃 5	13,500	650
	〃 6	11,230	540
	〃 7	9,820	470
	〃 8（歩道）	7,330	350
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	32,500	1,570
	〃 2	30,620	1,480
	〃 3	29,330	1,420
	〃 4（歩道）	14,090	680
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	24,230	1,170
	C. B（歩道）	20,090	970

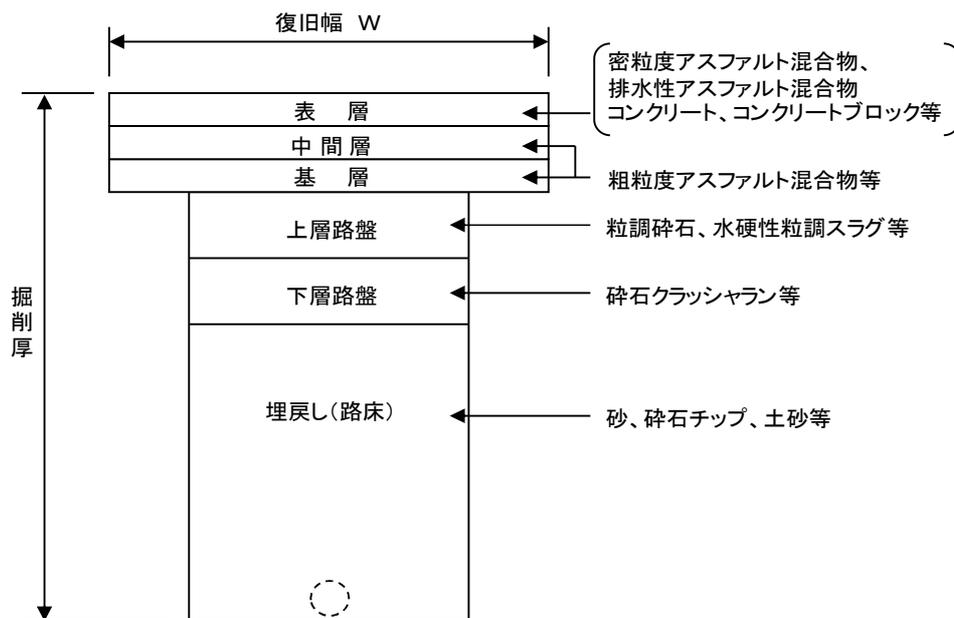
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C . B (車道)		C . B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

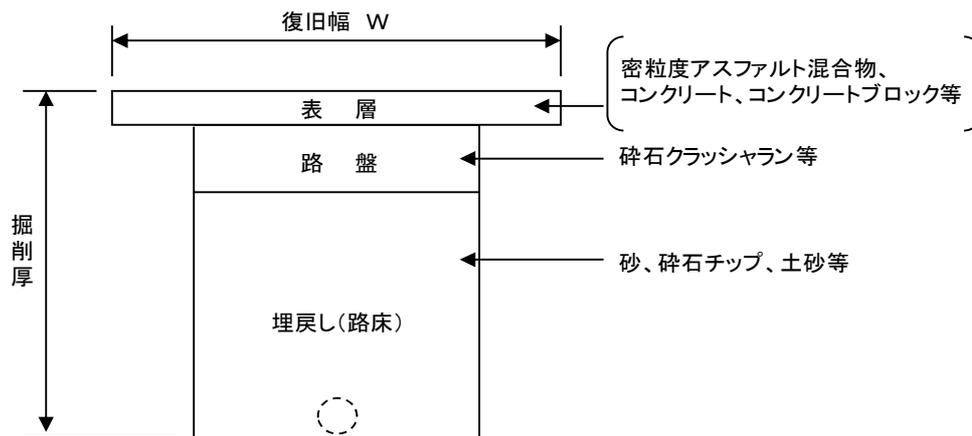


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

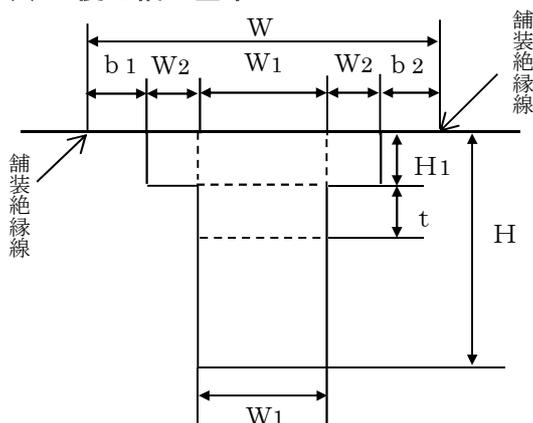
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ （最小影響幅 0.3m）

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅
（反対側）

H = 掘削深さ

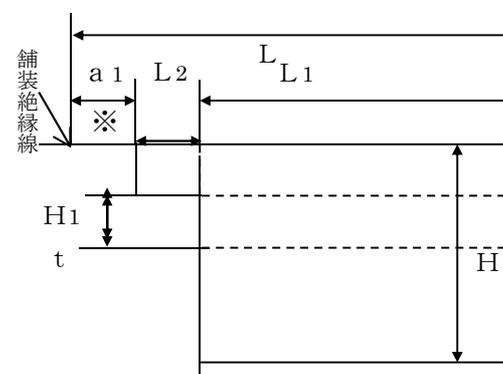
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ （最小影響長 0.3m）

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長
（反対側） ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

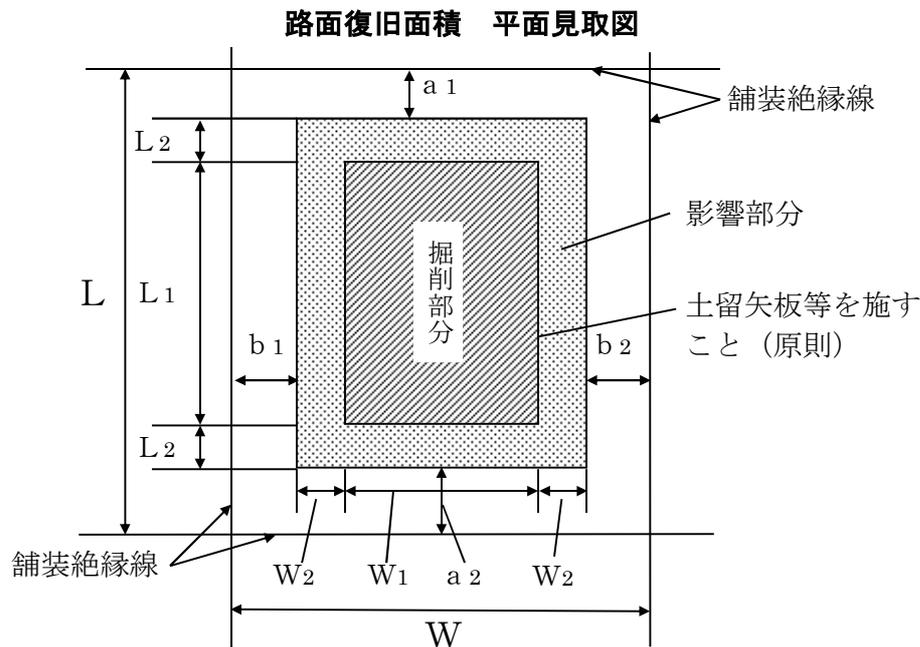
$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

- ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。
- イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離

- ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W₂）又は片側長（L₂）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

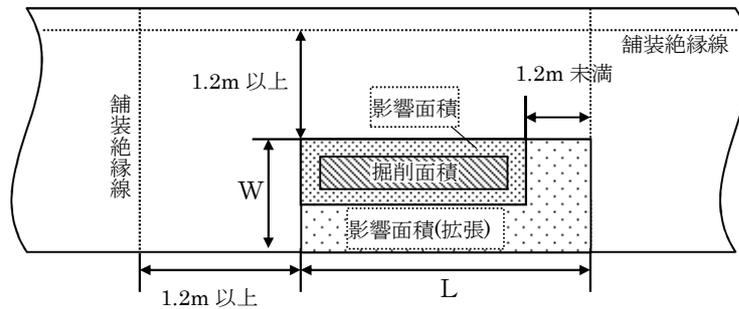
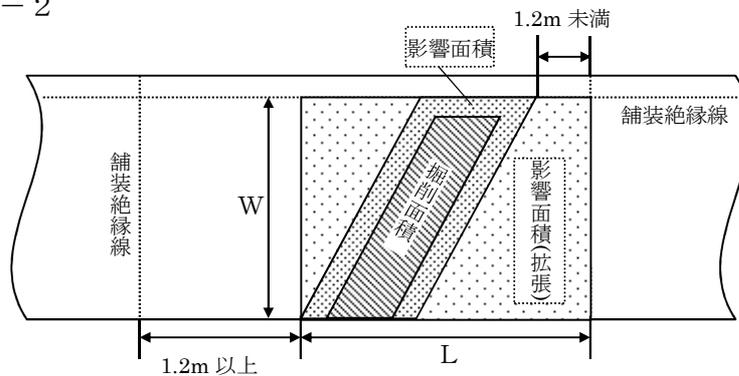


図-2



$$\text{復旧面積} = A$$

$$A = W \times L$$

※コンクリート舗装の場合、図-1及び図-2において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長によるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

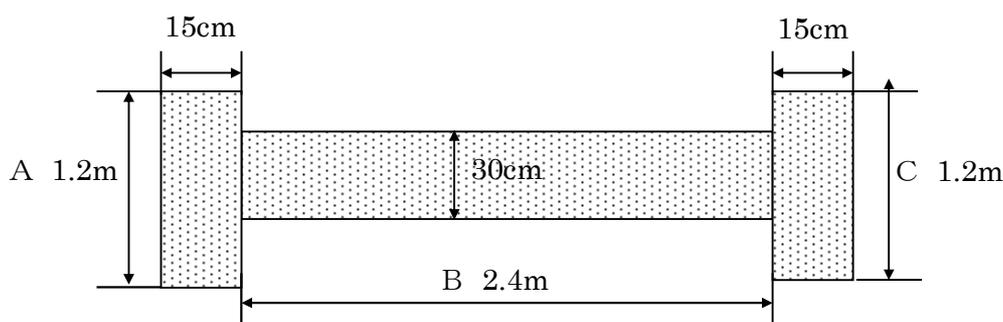
表-1

1 m 当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	1,400	1,670	2,600	—
		破 線	1,450	1,780	2,680	—
		横断線 ・ゼブラ	1,400	1,670	2,600	3,340
	黄色	実 線	1,400	1,670	2,600	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

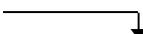
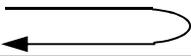
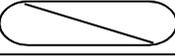
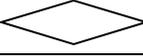
種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	17,640	
	右左折		白	18,760	
	直進・右左折		白	24,920	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	56,000
		対角 4m			148,120
		直径 2m		白	66,360
直径 4m		181,720			
記号	転回禁止		黄	34,160	
			黄	26,600	
	終わり		白	40,880	
	横断歩道あり		白	46,200	
	前方優先道路		白	49,560	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	53,480	
			黄	53,480	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	12,040	
			黄	12,040	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	22,680	
			黄	22,680	
	複雑な文字	10画以上	白	26,320	
			黄	26,320	
マーク	文マーク		白	152,600	
	自転車マーク		白	4,200	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	21,750	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	14,080
		両面	15,720
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	27,680
		両面	30,580
	設置幅 30cm	片面	31,340
		両面	33,870

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増
イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、上下水道局、九州通信ネットワーク(株))については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。ただし、九州通信ネットワーク(株)については、道路管理システムによる占用申請開始後にこの取扱いを適用する。

5 舗装全幅復旧について

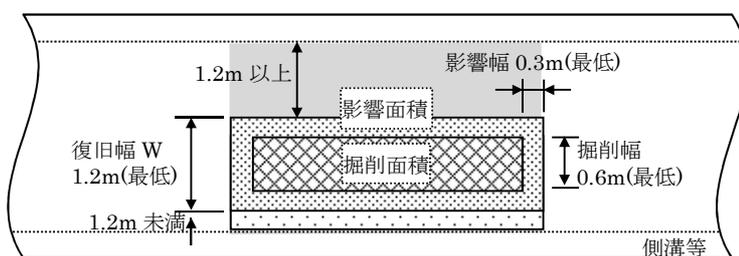
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

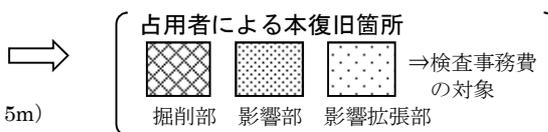
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



【一定規模の工事①】

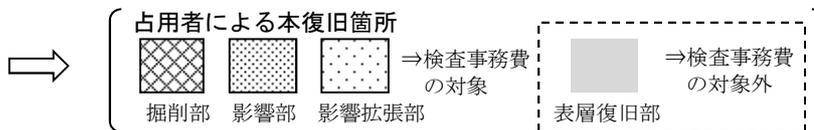
- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)



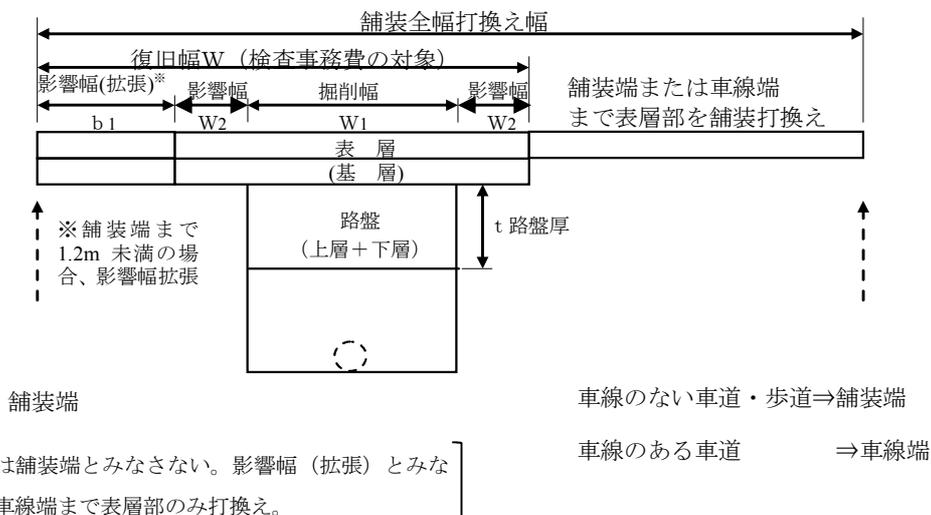
【①以外の工事】

- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事

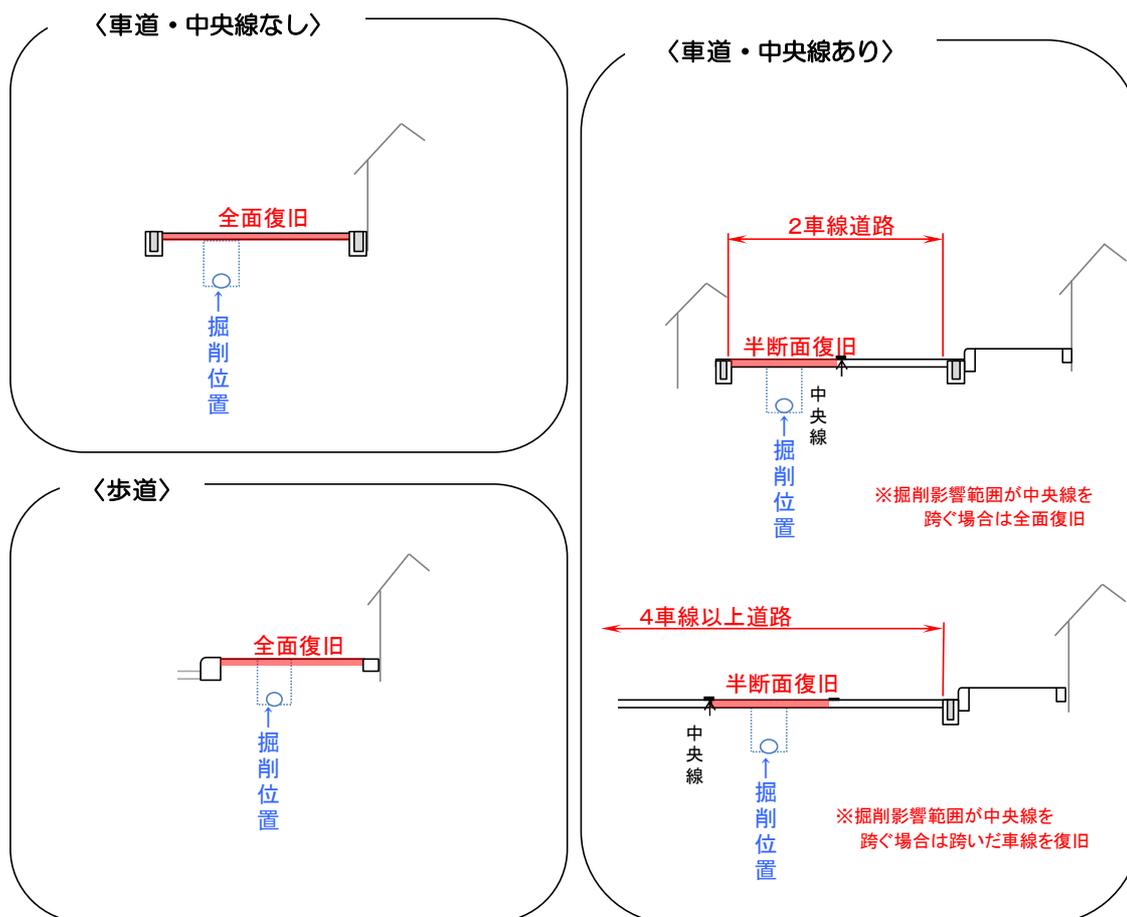
※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第 2 1 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家、北九州市立玄海青年の家及び北九州市立ユースステーションにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立 かぐめよし 少年自然の 家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 1 5 号	平成 2 9 年 4 月 1 日から平 成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 もじ少年自 然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 1 5 号	
北九州市立 玄海青年の 家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 1 5 号	
北九州市立 ユースステ ーション	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 1 5 号	

北九州市告示第 2 1 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
有限会社ナルトミ 薬局高須店	北九州市若松区高須東四 丁目 2 番 8 - 2 号	廃止のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市公告第 277 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
税務システム運用及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市財政局税務部税制課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 29 年 3 月 31 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 11 号
- 5 契約金額
9, 118 万 6, 560 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第280号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月21日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	自動体外式除細動器（AED） 153式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成29年6月30日
	納入場所	市が指定する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成29年5月8日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成29年5月15日から同月17日までの午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成29年5月18日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市上下水道局告示第17号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
神栄管工株式会社	北九州市門司区高砂町5番6号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社誠伸建設	北九州市門司区大字猿喰937番地の3	平成29年4月1日から同年5月31日まで
大里水道工業株式会社	北九州市門司区稲積一丁目12番25号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社古島工務店	北九州市小倉北区上富野四丁目10番12号6	平成29年4月1日から同年5月31日まで
山和株式会社	北九州市小倉北区足原二丁目5番33号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
有限会社浜崎工務店	北九州市小倉南区城野二丁目3番28号	平成29年4月1日から同年5月31日まで

北九州市上下水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地の1	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社岡部組	北九州市八幡東区西本町一丁目7番7号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社 ^{かば} 椛組	北九州市八幡東区末広町1番3号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社敷田水道設備	北九州市八幡西区上香月一丁目12番10号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6-407号	平成29年4月1日から同年5月31日まで
株式会社大興設備工業	北九州市戸畑区夜宮三丁目4番22号	平成29年4月1日から同年5月31日まで

北九州市議会規程第3号

政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月21日

北九州市議会議長 井上秀作

政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年北九州市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の配当等に係る配当所得」を「に係る利子所得及び配当所得」に、「株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「一般株式等に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第37条の11の規定に基づく上場株式等に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得」に、「先物取引による」を「先物取引に係る」に改める。

第3号様式中

「

株式等の事業・譲渡所得 雑		
上場株式等の配当所得		

を

「

一般株式等の事業・譲渡所得 雑		
上場株式等の事業・譲渡所得 雑		
上場株式等の利子 配当所得		

に

」

改める。

付 則

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

北九州市選挙管理委員会告示第19号

平成29年1月29日執行の北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する第3回目以降の収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成29年4月21日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成29年1月29日執行 北九州市議会議員一般選挙（若松区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,799,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野村 まゆみ	所属党派	民進党	期間	平成29年 3月9日 から 平成29年 3月28日 まで	回数	第4回分
出納責任者氏名	野村 陽一						
収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	支出 人件費	10,000 円		
				家屋費			
				選挙事務所費	20,826		
				集合会場費	0		
				通信費	0		
				交通費	0		
				印刷費	0		
				広告費	0		
				文具費	0		
その他の寄附	0 件		0	食糧費	0		
				休泊費	0		
その他の収入			0	雑費	0		
今回計			0	今回計	30,826		
前回計			1,800,000	前回計	1,078,965		
総計			1,800,000	総計	1,109,791		
支出のうち		項目			金額		
公費負担相当額		ポスターの作成			278,478 円		
報告書受理年月日		平成29年3月31日			第4回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成29年1月29日執行 北九州市議会議員一般選挙（八幡西区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,822,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	讃井 早智子	所属党派	ふくおか市民政治ネットワーク	期間	平成29年3月1日 から 平成29年3月24日 まで	第3回分
出納責任者氏名	吉田 純子					
収入				支出		
主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄附額）				人件費	0 円	
讃井さちこと“市民と政治”をつなぐ会	52 円			家屋費		
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	2,000	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
その他の寄附	0 件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入	0			雑費	0	
今回計	52			今回計	2,000	
前回計	560,475			前回計	1,096,027	
総計	560,527			総計	1,098,027	
支出のうち 公費負担相当額	項目			金額		
	ポスターの作成			537,500 円		
報告書受理年月日	平成29年3月30日			第3回報告分		